

○秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則

(平成8年12月24日規則第21号)

改正	平成10年3月27日規則第9号	平成11年3月8日規則第4号
	平成11年6月29日規則第21号	平成13年3月23日規則第6号
	平成15年3月31日規則第26号	平成16年3月31日規則第15号
	平成18年9月29日規則第39号	平成20年8月13日規則第21号
	平成24年8月17日規則第23号	

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市小児等医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

[[秦野市小児等医療費の助成に関する条例](#)]

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

[[条例](#)]

(中学校等)

第3条 条例第2条第1項第1号の規定により定める中学校等は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校若しくは中等教育学校の前期課程(条例第2条第1項第1号中「卒業」とあるのは「前期課程を修了」と読み替える。)又は特別支援学校の中学部をいう。

[[条例第2条第1項第1号](#)] [[条例第2条第1項第1号](#)]

(平11規則4・平18規則39・平24規則23・一部改正)

(医療保険各法)

第4条 条例第3条第1項の規定により定める医療保険各法は、次に掲げる法律をいう。

[[条例第3条第1項](#)]

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(平10規則9・全部改正、平24規則23・一部改正)

(所得の限度額、範囲及びその額の計算方法)

第5条 条例第4条第1項の規定により定める額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 扶養親族等及びその扶養親族等でない児童がいない場合 532万円
- (2) 扶養親族等又はその扶養親族等でない児童がいる場合 532万円にその扶養親族等又は児童1人につき38万円(その扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額

2 条例第4条第2項の規定により定める所得の範囲は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

3 条例第4条第2項の規定により定める所得の額の計算方法は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「その年度」という。)の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項

に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税の特例に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額から8万円を控除する。

4 条例の規定により医療費の助成を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に掲げる額を前項の規定により算出した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) その年度の市町村民税について、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に該当して控除を受けた場合 その雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) その年度の市町村民税について、地方税法第314条の2第1項第6号に該当して控除を受けた場合 その控除対象者となった障害者1人につき27万円(その障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円)

(3) その年度の市町村民税について、地方税法第314条の2第1項第8号に該当して控除を受けた場合 27万円(その控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合は、35万円)

(4) その年度の市町村民税について、地方税法第314条の2第1項第9号に該当して控除を受けた場合 27万円

(平10規則9・一部改正、平18規則39・削除、平24規則23・全部改正)

(優先する医療費助成事業)

第6条 条例第3条第2項第3号の規定により定める医療費助成事業は、次に掲げるものをいう。

[条例第3条第2項]

(1) 秦野市重度障害者医療費助成事業

(2) 秦野市ひとり親家庭等医療費助成事業

(平24規則23・一部改正)

(規則で定める額)

第7条 条例第5条第1項の規定により定める額は、次に掲げる額をいう。

[条例第5条第1項]

(1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額

(2) 医療保険各法の規定により定めた定款等で、附加給付金その他これに相当するものが支給されている場合は、その額

(3) 他の法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合は、その額

(平15規則26・旧第8条繰上、平24規則23・一部改正)

(助成の方法の特例)

第8条 条例第6条第2項の規定により定める理由は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

[条例第6条第2項]

(1) 市長が指定する医療機関等以外の医療機関等で医療を受けたとき。

(2) 医療保険各法の規定により乳児又は幼児等に係る療養費又は家族療養費が支給されたとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 条例第6条第2項又は第3項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者

は、小児等医療助成費申請書(兼請求書)(第1号様式)により市長に申請しなければならない。この場合において、医療費の支払を証明する書類を添付しなければならないが、同条第3項に規定する方法によるときは、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

[条例第6条第2項] [第3項]

- (1) 医療保険各法による被扶養者(国民健康保険法による場合は、被保険者)であることを証明する書類
 - (2) 小児を養育している者であることを証明する書類
 - (3) 小児が医療を受けた日が、1月1日から6月30日までの間にあるときはその日の属する年の前々年の申請者の所得の状況を、7月1日から12月31日までの間にあるときはその日の属する年の前年の申請者の所得の状況を証明する書類
 - (4) 申請者が児童手当法(昭和46年法律第73号)第18条第1項に規定する被用者である場合には、そのことを証明する書類
- 3 前項の規定により申請を行う場合において、第1項第2号に規定する理由により申請を行うときは、療養費又は家族療養費の支給を証明する書類を添付しなければならない。

(平10規則9・平11規則4・平13規則6・一部改正、平15規則26・旧第9条繰上、平24規則23・一部改正)

(小児等医療費の助成決定等)

第9条 市長は、小児等医療助成費申請書(兼請求書)を受けたときは、これを審査し、医療費の助成を行うときは、小児等医療助成費決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとし、医療費の助成を行わないときは、小児等医療助成費却下通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(平15規則26・旧第10条繰上、平24規則23・一部改正)

(医療証の交付申請)

第10条 条例第7条第1項の規定により申請をしようとする者は、乳幼児等医療費助成資格取得申請書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

[条例第7条第1項]

- 2 乳幼児等医療費助成資格取得申請書を提出する場合には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。
 - (1) 医療保険各法による被扶養者(国民健康保険法による場合は、被保険者)であることを証明する書類
 - (2) 乳児又は幼児等を養育している者であることを証明する書類
 - (3) 乳児又は幼児等の生まれた日が、1月1日から6月30日までの間であるときはその日の属する年の前々年の申請者の所得の状況を、7月1日から12月31日までの間であるときはその日の属する年の前年の申請者の所得の状況を証明する書類
 - (4) 申請者が児童手当法第18条第1項に規定する被用者である場合には、そのことを証明する書類

(平10規則9・平11規則4・平13規則6・一部改正、平15規則26・旧第11条繰上、平24規則23・一部改正)

(医療証の交付)

第11条 市長は、乳幼児等医療費助成資格取得申請書を受けたときは、これを審査し、申請者が条例第3条に規定する対象者の要件に該当すると認めるときは、条例第7条第2項に規定する医療証として乳幼児等医療証(第5号様式)を交付し、対象者の要件に該当しないと認めるときは、乳幼児等医療費助成却下通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

[条例第3条] [条例第7条第2項]

2 乳幼児等医療証の有効期限は、発効日から、次の満年齢に達する日の属する月の末日（満10歳に達するときは、満10歳に達する日以後最初の3月31日）とする。

（平10規則9・一部改正・追加、平13規則6・一部改正、平15規則26・旧第12条繰上・一部改正、平16規則15・平20規則21・平24規則23・一部改正）

（医療証の返還）

第12条 乳幼児等医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、乳幼児等医療証の有効期間が満了したとき又は助成費の受給資格を有しなくなったときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（平10規則9・一部改正、平15規則26・旧第13条繰上、平24規則23・一部改正）

（医療証の再交付）

第13条 受給者は、乳幼児等医療証を破損し、又は失ったときは、乳幼児等医療証再交付申請書（第7号様式）により、市長に再交付を申請するものとする。

2 乳幼児等医療証を破損した場合の申請には、その乳幼児等医療証を添えなければならない。

3 受給者は、乳幼児等医療証の再交付を受けた後、失った乳幼児等医療証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（平10規則9・一部改正、平15規則26・旧第14条繰上、平24規則23・一部改正）

（届出）

第14条 条例第8条の規定により届出をするときは、乳幼児等医療費助成資格変更・喪失届出書（第8号様式）に乳幼児等医療証を添えて行わなければならない。

[\[条例第8条\]](#)

（平10規則9・一部改正、平15規則26・旧第15条繰上、平24規則23・一部改正）

（受給資格消滅の通知）

第15条 市長は、対象者が養育する乳児又は幼児等が助成費の受給資格を有しなくなったと認めるときは、乳幼児等医療費助成受給資格消滅通知書（第9号様式）によりその対象者であった者に通知するものとする。ただし、対象者が養育する乳児又は幼児等が死亡した場合は、この限りでない。

（平10規則9・平13規則6・一部改正、平15規則26・旧第16条繰上、平24規則23・一部改正）

（第三者の行為による被害の届出）

第16条 医療費の助成理由が第三者の行為により生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、その第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

（平15規則26・旧第17条繰上）

（様式）

第17条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は、別に定める。

[\[別表\]](#)

2 前項に規定する様式には、対象者の押印を要しないものとする。ただし、小児等医療助成費申請書（兼請求書）は、この限りでない。

（平15規則26・旧第18条繰上、平24規則23・一部改正）

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月27日規則第9号)

この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第3号及び第4号の改正規定 公布の日
- (2) 第5条第1号の改正規定 平成10年4月1日

附 則(平成11年3月8日規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月29日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3項第2号の規定は、1歳児(平成10年7月1日以後に生まれた者に限る。)又は小児に対して行われるこの規則の施行の日以後の医療について適用する。

附 則(平成13年3月23日規則第6号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第26号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第15号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第39号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3項の改正規定 平成19年1月1日
- (2) 第1条中秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則第3条の改正規定及び第2条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則別表第2第4号の改正規定 平成19年4月1日

附 則(平成20年8月13日規則第21号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年8月17日規則第23号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別表(第17条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	小児等医療助成費申請書(兼請求書)	第8条、第17条

第2号様式	小児等医療助成費決定通知書	第9条
第3号様式	小児等医療助成費却下通知書	第9条
第4号様式	乳幼児等医療費助成資格取得申請書	第10条
第5号様式	乳幼児等医療証	第11条—第14条
第6号様式	乳幼児等医療費助成却下通知書	第11条
第7号様式	乳幼児等医療証再交付申請書	第13条
第8号様式	乳幼児等医療費助成資格変更・喪失届出書	第14条
第9号様式	乳幼児等医療費助成受給資格消滅通知書	第15条

(平10規則9・平11規則4・平13規則6・平15規則26・平24規則23・一部改正)

[\[第1号様式\]](#) [\[第8条\]](#) [\[第17条\]](#) [\[第2号様式\]](#) [\[第9条\]](#) [\[第3号様式\]](#) [\[第9条\]](#) [\[第4号様式\]](#) [\[第10条\]](#) [\[第5号様式\]](#) [\[第11条\]](#) [\[第14条\]](#) [\[第6号様式\]](#) [\[第11条\]](#) [\[第7号様式\]](#) [\[第13条\]](#) [\[第8号様式\]](#) [\[第14条\]](#) [\[第9号様式\]](#) [\[第15条\]](#)

第1号様式(第8条・第17条関係)
小児等医療助成費申請書(兼請求書)



第2号様式(第9条関係)
小児等医療助成費決定通知書



第3号様式(第9条関係)
小児等医療助成費却下通知書



第4号様式(第10条関係)
乳幼児等医療費助成資格取得申請書



第5号様式(第11条—第14条関係)
乳幼児等医療証



第6号様式(第11条関係)
乳幼児等医療費助成却下通知書



第7号様式(第13条関係)
乳幼児等医療証再交付申請書



第8号様式(第14条関係)
乳幼児等医療費助成資格変更・喪失届出書



第9号様式(第15条関係)

乳幼児等医療費助成受給資格消滅通知書

